

松江市告示第 334 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項の規定により次のとおり公有水面埋立免許の出願があったので、同法第 3 条第 1 項の規定により告示する。

その関係図書は、縦覧場所において告示の日から 3 週間一般の供覧に供する。

令和 8 年 9 月 4 日

松江市片江漁港管理者

松江市長 上 定 昭 仁



1. 出願人 松江市長 上定 昭仁

2. 埋立区域

(1) 位 置

島根県松江市美保関町片江 2181-21 番地及び 2181-2 番地の地先公有水面

(2) 区 域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と③の地点を結ぶ令和 6 年秋分の満潮位 (C. D. L. +0.74m) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。

基点 島根県松江市美保関町片江 国土地理院四等三角点 “片江”

(北緯 35 度 34 分 04 秒、東経 133 度 11 分 32 秒)

① の地点	基 点から	214 度 38 分 08 秒、	712.77m の地点
② の地点	① の地点から	152 度 34 分 45 秒、	20.03m の地点
③ の地点	② の地点から	242 度 34 分 45 秒、	6.18m の地点

(3) 面 積

127.40 m²

3. 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位 置

島根県松江市美保関町片江 2181-20 番地の地先及び同 2181-12 番地、2181-13 番地、2181-14 番地、431-1 番地の地内並びに 838-1 番地の地先公有水面

(2) 区 域

次の各地点を順次に結んだ線及び㊦の地点と㊧の地点を結んだ線により囲まれた区域。

基点 島根県松江市美保関町片江 国土地理院四等三角点 “片江”

(北緯 35 度 34 分 04 秒、東経 133 度 11 分 32 秒)

㊦の地点	基 点から	216 度 21 分 07 秒、	724.36mの地点
㊧の地点	㊦の地点から	351 度 45 分 21 秒、	14.25mの地点
㊨の地点	㊧の地点から	9 度 10 分 16 秒、	11.66mの地点
㊩の地点	㊨の地点から	25 度 14 分 12 秒、	24.38mの地点
㊪の地点	㊩の地点から	37 度 18 分 27 秒、	8.75mの地点
㊫の地点	㊪の地点から	122 度 31 分 10 秒、	24.15mの地点
㊬の地点	㊫の地点から	60 度 46 分 35 秒、	53.81mの地点
㊭の地点	㊬の地点から	111 度 01 分 21 秒、	45.24mの地点
㊮の地点	㊭の地点から	110 度 53 分 23 秒、	39.63mの地点
㊯の地点	㊮の地点から	198 度 27 分 39 秒、	137.58mの地点
㊰の地点	㊯の地点から	192 度 34 分 06 秒、	15.06mの地点
㊱の地点	㊰の地点から	293 度 30 分 42 秒、	86.95mの地点

(3) 面 積

18,434.29 m²

4. 埋立地の用途

漁港施設用地

5. 出願の年月日

令和 8 年 8 月 31 日

6. 縦覧場所

松江市役所産業経済部水産振興課